

小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を脱炭素先行地域づくり事業費補助金として交付することについて、国交付要綱及び小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

2 この要綱における脱炭素先行地域とは、小田原駅東口エリア及び久野地区生活拠点エリアとし、それぞれのエリアの定義は次のとおりとする。

(1) 小田原駅東口エリア

小田原城址公園（周辺集客施設のうち市長が特に認める施設を含む。次項において同じ。）及び小田原駅東口エリア商店街（小田原錦通り商店街協同組合、お堀端商店街振興組合、小田原ダイヤ街商店会、小田原駅前商店会、中央通り商店会及び小田原駅前お城通り商店会をいう。以下同じ。）を包含するエリアとする。

(2) 久野地区生活拠点エリア

小田原市立病院並びに県道74号、市道0031、市道0035、市道2280及び市道2541で囲まれたエリアとする。

3 この要綱における脱炭素先行地域内対象施設とは、次のいずれかを満たす施設とする。

(1) 小田原城址公園、小田原駅東口エリア商店街に加盟する店舗が入居する施設（個別受電の小田原駅東口エリア商店街非加盟店舗を除く。）及び小田原駅東口エリアに所在する交通機能に関連する施設

(2) 久野地区生活拠点エリアに所在する大規模商業施設、スーパーマーケット、金融機関、小田原市立病院及び交通機能に関連する施設

(3) その他、太陽光発電設備で発電した電力のうち自家消費分を除いた余剰分を前2号の施設に供給する等、本市の脱炭素先行地域計画の実現に資すると市長が認める

事業用の施設

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

3 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあっては、役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(3) 法人でない団体にあっては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 個人にあっては、暴力団員に該当するもの

4 市長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項各号に規定するもののいずれかに該当するか否かを確認（次項において「県警照会」という。）するものとする。ただし、前項各号の規定に該当しないことが明らかなきは、この限りではない。

5 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の工期確保等のため速やかに交付の決定（規則第5条第1項に規定する交付の決定をいう。以下同じ。）を行う必要があると市長が認めるときに限り、県警照会の結果を待たずして交付の決定をすることができる。ただし、県警照会の結果、第3項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該交付の決定を取り消す。

6 規則第5条に規定する交付の決定を受けた補助対象事業の事業期間は、原則として補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。ただし、第6条に規定する補助対象事業の内容変更を申請し、市長から事業期間変更の承認を得た場合には、翌年度に延長ができるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、単年度での実施が困難であると市長が認め、本市脱炭素先行地域提案書及び地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画において複数年度事業とし

て位置づけられた事業については、交付申請時において、複数年度にまたがる事業期間とすることができる。ただし、次の各号に掲げる交付申請及び実績報告等については単年度ごとに行うものとする。

- (1) 第4条に規定する補助金の交付申請及び交付決定
- (2) 第12条に規定する実績報告書の提出
- (3) 第13条に規定する補助金額の確定
- (4) 交付金の支払い

8 前項の規定により事業期間が複数年度にまたがる場合、次年度以降の補助対象事業は、国及び本市において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、市長は、補助対象事業全体の見込経費に予算が満たない場合、前項の規定にかかわらず、当該年度の補助金を減額又は不交付とすることができる。

(交付の申請等)

第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項に規定する申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書の補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者である者
- (3) 補助事業に係る消費税仕入れ税額控除の取扱いについて（平成24年8月9日環境会発第120809001号）の例により、市長が認める者

3 市長は、交付の決定をしたときは、申請者に小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金交付決定通知書を受領した日から30日を経過する日までとする。

(変更等の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容（補助対象、補助金額及び役員等）を変更又は廃止しようとする場合は、

小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更（廃止）承認申請書（様式第４号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更（補助対象事業の内容に影響のない変更）をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 申請者の住所及び氏名並びに法人における所在地、商号、代表者の職名及び氏名の変更

(2) 代理人の変更

(3) 前２号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

２ 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更（廃止）承認通知書（様式第５号）を交付するものとする。

３ 補助事業者は、第１項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

４ 前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第６号）により行うものとする。

５ 第１項の規定にかかわらず、第３条第６項に規定する補助対象事業の事業期間内で、事業完了日が変更となる場合は、実績報告時に、変更後の事業完了日を記載することにより、変更承認申請は不要とする。

（交付の条件）

第７条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 次条に定める補助事業者の責務を遵守すること。

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。

(3) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(4) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付

の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- (5) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからエに掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

ア 不動産

イ 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

ウ 上記ア及びイに掲げるものの従物

エ 取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産

- (6) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和 56 年 7 月環境庁告示第 55 号）で定める期間とする。

- (7) 前号に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金財産処分承認申請書（様式第 12 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。次号において「財産処分承認基準」という。）の例による。

- (8) 財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 1 項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

- (9) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者へ納付させることができる。

（補助事業者の責務）

第 8 条 補助事業者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 補助対象事業として脱炭素先行地域内対象施設に資産を形成する場合であって、

当該施設が民生部門に該当する場合には、２０３０年度までに電力消費に伴うＣＯ２排出の実質ゼロを実現し、これを継続すること。

(2) 市が行う補助対象設備の使用状況、補助対象施設の電力使用量及びその他必要な事項に関する調査に協力すること。

(3) 脱炭素先行地域計画に基づき構築するエリアエネルギーマネジメントシステムへの接続や、市に登録された地産電力メニューを市が指定する割合以上で契約すること等、本市の脱炭素先行地域計画の実現のため、市長が協力を求めるときは、これに協力するよう努めること。

第９条 削除

(交付の決定の取消し)

第１０条 市長は、規則第９条第３項及び第１６条第４項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消したときは、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第８号）を交付するものとする。

(報告等)

第１１条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第１２条 規則第１３条の規定による実績報告は、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書（様式第９号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第１３条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付額確定通知書（様式１１号）により補助事業者に通知するものとする。

２ 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３ 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に

納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(補助金の額の再確定)

第14条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第12条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第10条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 第13条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(書類の整備保管)

第16条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第6号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(実施細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 0 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 1 4 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式第 2 号に基づいて調製された役員等氏名一覧表は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 6 年 9 月 2 日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 2 月 2 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年 5 月 2 9 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 1 0 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 0 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第 4 条第 3 項の規定により交付決定がされている補助金については、なお従前に例による。

- 3 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 8 年 4 月 2 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 2 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条、第 1 2 条関係）

1 脱炭素先行地域づくり事業

(1) 自家消費型太陽光発電設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者	太陽光発電設備を設置する者（P P A 契約であるときは P P A 事業者、リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める施設に設置されるものであること。 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和 4 年 3 月 3 0 日環政計発第 2 2 0 3 3 0 3 号。以下「国実施要領」という。)別紙 1 の 2 ア(7)に定める交付要件を満たすこと。（ただし、i（以下「国交付要件 i」という。）に定める要件にあつては(a)を満たすこと。） 3 余剰電力を売電する場合にあつては、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。 4 補助対象設備を設置する施設が民生部門に該当する場合にあつては、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により登録申請した施設に設置するものであること。

		5 系統連系工事費負担金に対する補助金を単独で申請する場合は、前年度以前に、本補助金により太陽光発電設備を設置していること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領における交付対象事業費をいう。以下同じ。）の $2/3$ （ソーラーカーポート等を導入する場合、交付対象事業費は上限 3 億円/件）
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表 1 に掲げる書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して 2 か月以内又は 市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表 2 に掲げる書類
補助金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		- 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 - 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9

	号) 以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。
--	---

(2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者	太陽光発電設備を設置する者（P P A 契約であるときは P P A 事業者、リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第3号に定める施設に設置されるものであること。 2 国実施要領別紙1の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。ただし、国交付要件iに定める要件にあつては次のいずれかにより満たすこと。 (1) 国交付要件i(a)又は(b)を満たし、かつ自家消費率が30%以上75%未満であること。（ただし、市長が別に定める基準により、補助対象事業が施設内の設置可能な屋根の概ね全てに太陽光発電設備を導入する事業（付表において「屋根ポテンシャル最大設置事業」という。）と認める場合は、発電出力が10kW超の設備であつて、50kW以下にあつては30%以上90%未満、50kW超にあつては、30%以上95%未満とする。） (2) 国交付要件i(c)を満たし、かつ次のア及びイとともに満たすこと。 ア 屋根置き、カーポート型または建材一体型等の建築物に設置する太陽光発電設備であること。

		イ 自家消費率が30%未満であること。 3 余剰電力について、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。 4 補助対象設備を設置する施設が民生部門に該当する場合にあっては、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により登録申請した施設に設置するものであること。 5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費の2／3 (ソーラーカーポート等を導入する場合、交付対象事業費は上限3億円/件)
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	付表1に掲げる書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第3号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表2に掲げる書類
補助金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1か月以内
その他交付要件		整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。

	・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	・ 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(3) E V宿場町用太陽光発電設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を図り、もってE V宿場町の実現を図ることを目的とする。
補助対象者	E V宿場町コンソーシアム会員又は専らE V宿場町コンソーシアム会員が設置する充放電設備に電力を供給するための太陽光発電設備を設置する者（P P A契約であるときはP P A事業者、リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第1号及び第2号に定める施設に設置される充放電設備の付帯設備であること。 2 国実施要領別紙1の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 3 余剰電力について、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者売却すること。 4 補助対象設備を設置する施設が民生部門に該当する場合にあっては、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により登録申請した施設に設置するものであること。

		5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費の 2 / 3 (ソーラーカーポート等を導入する場合、交付対象事業費は上限 3 億円/件)
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表 1 に掲げる書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して 2 か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表 2 に掲げる書類
補助金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・ 交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(4) 蓄電池

補助金交付の目的		太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者		1 (1)～(3)により導入される太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する者（P P A契約であるときはP P A事業者、リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 脱炭素先行地域内対象施設に設置されるものであること。 2 国実施要領別紙1の2イ(エ)に定める交付要件を満たすこと。 3 P P A契約又はリース契約により機器を調達する場合、補助金の充当により、リース料等の負担額が国実施要領別紙1の2ア(ア)交付要件の項fの例により減ぜられること。 4 補助対象設備を設置する施設が民生部門に該当する場合にあっては、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により登録申請した施設に設置するものであること。 5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費の2／3
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	付表1に掲げる書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第3号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月

実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して 2 か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表 2 に掲げる書類
補助金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・ 交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 ・ 1 (1)～(3)と同時に交付申請する場合で、添付書類が重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告について同じ。）

(5) エネルギーマネジメントシステム（BEMS）

補助金交付の目的	エネルギーマネジメントシステム導入費用の一部を補助することにより省エネ効果を増大させ、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
補助対象者	エネルギーマネジメントシステムを導入する者（リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める施設に設置されるものであること。 2 国実施要領別紙 1 の 2 イ(㍉)に定める交付要件を満

		たすこと。 3 既存のエネルギーマネジメントシステムを更新する場合、小田原市脱炭素先行地域省エネ支援事業者登録事務要領（令和５年９月１日制定）第４条第２項により登録された者（以下、「省エネ支援事業者」という。）又はその者と同等であると市が認める者（以下「省エネ支援事業者等」という。）により、省ＣＯ２効果が判断されていること。 4 リース契約により機器を調達する場合、補助金の充当により、リース料負担額が国実施要領別紙１の２ア(ア)交付要件の項 f の例により減ぜられること。 5 補助対象設備を設置する施設が民生部門に該当する場合にあっては、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により登録申請した施設に設置するものであること。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 7 新設の場合、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」公募要領の別表１（指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表）に定める基準を満たすもののほか、一般的に導入する設備と比較して、省ＣＯ２効果を確認できる設備であること。
補助金額		補助対象事業費の 2 / 3
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表 1 に掲げる書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付		交付申請書類収受後、おおむね 1 か月

時期		
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して 2 か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表 2 に掲げる書類
補助金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		1 (8) と同時に交付申請する場合で、添付書類が 1 (8) の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告について同じ。）

(6) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

補助金交付の目的	充放電設備設置費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの需要増と温室効果ガスの排出抑制を図り、もって E V 宿場町の実現を図ることを目的とする。
補助対象者	E V 宿場町コンソーシアム会員（会員が提供する E V 充電サービスの用に供するための充放電設備を設置する者を含む。） ※リース契約により充放電設備を調達する場合は、当該リース契約の相手方であるリース会社とする。
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める施設に設置されるものであること。

		2 国実施要領別紙 1 の 2 イ (キ) に定める交付要件を満たすこと。 3 リース契約により設備を調達する場合、補助金の充当により、リース料負担額が国実施要領別紙 1 の 2 ア (ア) 交付要件の項 f の例により減ぜられること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費の 2 / 3
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表 1 に掲げる書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して 2 か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表 2 に掲げる書類
交付金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内
その他交付要件		・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
申請等様式の特例		1 (7) と同時に交付申請する場合で、添付書類が 1 (7) の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告について同じ。）

(7) E V (カーシェア)

補助金交付の目的	カーシェアの用に供する車両導入費用の一部を補助す
----------	--------------------------

		ることにより、再生可能エネルギーの需要増と温室効果ガスの排出抑制を図り、もってE V宿場町の実現を図ることを目的とする。
補助対象者		脱炭素先行地域内に設置されたステーションにおいてE Vによるカーシェアリングを行う者（E Vカーシェアリングを行う者がリース契約により車両を調達する場合は、当該リース契約の相手方であるリース会社）
補助対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙1の2ウ(㇗)に定める交付要件を満たすこと。 2 リース契約により車両を調達する場合、補助金の充当により、リース料負担額が国実施要領別紙1の2ア(ｱ)交付要件の項fの例により減ぜられること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		100万円／台 ※ただし、車両本体価格の1／3の方が低い場合は、その額
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	付表1に掲げる書類
補助金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類収受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日

	添付書類	付表 2 に掲げる書類
補助金の交付の時期	額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内	
その他交付要件	・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。	

(8) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等

補助金交付の目的	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等（以下「高効率換気空調設備等」という。）の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
補助対象者	小田原駅東口エリア商店街に加盟する店舗運営者又はその店舗が入居する施設所有者であって、高効率換気空調設備等を導入する者（リース契約により高効率換気空調設備等を調達する場合は、当該リース契約の相手方であるリース会社）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第1号及び第2号に定める施設に設置されるものであること 2 国実施要領別紙1の2ウ(㊦)に定める交付要件を満たすこと。 3 既存設備を更新する場合、省エネ支援事業者等により、省CO₂効果が判断されていること。 4 リース契約により高効率換気空調設備等を調達する場合、補助金の充当により、リース料負担額が国実施

		要領別紙 1 の 2 ア (7) 交付要件の項 f の例により減ぜられること。 5 高効率照明機器については、特殊な形式を除き、小田原市グリーン購入ガイドラインで示す判断基準を満たすこと。 6 補助対象設備を設置する施設が民生部門に該当する場合にあっては、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により登録申請した施設に設置するものであること。 7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 8 新設の場合、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」公募要領の別表 1（指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表）に定める基準を満たすもののほか、一般的に導入する設備と比較して、省 C O 2 効果を確認できる設備であること。
補助金額		補助対象事業費の 2 / 3
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表 1 に掲げる書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類収受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して 2 か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日
	添付書類	付表 2 に掲げる書類

補助金の交付の時期	額確定通知後の請求書收受後、1か月以内
その他交付要件	・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(9) 省エネ診断

補助金交付の目的	省エネ支援事業者が行う省エネ診断の費用の一部を補助することにより、脱炭素先行地域内施設における再エネ効果をより高めることを目的とする。	
補助対象者	小田原駅東口エリア商店街に加盟する店舗運営者及びその店舗が入居する施設所有者	
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第1号及び第2号に定める施設に対して省エネ支援事業者が行う省エネ診断であること。 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助金額	補助対象事業費の2/3	
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	付表1に掲げる書類
補助金交付決定通知書 様式	様式第3号	
交付決定通知書の交付 時期	交付申請書類收受後、おおむね1か月	
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い

		日
	添付書類	付表 2 に掲げる書類
補助金の交付の時期	額確定通知後の請求書收受後、1 か月以内	

(10) エリアエネルギーマネジメントシステム（AEMS）

補助金交付の目的	エリアエネルギーマネジメントシステムの構築費用の一部を補助することで、系統混雑の未然防止とエネルギーの地産地消の促進を図る。	
補助対象者	脱炭素先行地域計画の共同提案者（その者が推薦する者を含む。）、小田原市地産再エネ事業者登録要綱（令和 6 年要綱第116号）に定める地産再エネ集約事業者又はエリアエネルギーマネジメントシステムへ電力を供給する再生可能エネルギー発電設備若しくは蓄電池の所有者若しくは運営者	
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 脱炭素先行地域計画の本市事業提案におけるエリアエネルギーマネジメントシステムの構築（システムへの接続に不可欠な機器の設置を含む。）、改良、拡張等に要する費用であって、国実施要領別紙 1 の 2 イ(オ)に定める要件を満たす事業であること。 2 システムへの接続に不可欠な機器の設置を行う場合にあっては、当該機器を設置した再生可能エネルギー発電設備又は蓄電池をエリアエネルギーマネジメントシステムに接続すること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助金額	補助対象事業費の 2 / 3	
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	付表 1 に掲げる書類

補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	補助対象事業が完了した日から起算して 2 か月以内又は 市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い 日
	添付書類	付表 2 に掲げる書類
補助金の交付の時期		額確定通知後の請求書收受後、 1 か月以内

付表 1（第 4 条関係）

補助対象設備	添付書類
共通	1 申請者が法人の場合は、申請日の属する年度に取得した申請者の法人登記事項証明書（最新の情報に更新されているものに限る）の写し 2 役員等氏名一覧表（様式第 2 号） 3 申請日の属する年度に取得した「納税証明書（完納）」等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 4 補助申請額の根拠となる資料（見積書、系統連系工事費負担金請求書等の総事業費及び補助対象事業費の内訳が分かるもの） 5 PPA の場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 6 リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 7 複数年事業の場合は、事業全体や各年度の事業費等が分かる事業計画書（前年度に事業開始の承認を受けている場合は、その交付決定通知書の写し） 8 その他市長が必要と認める書類 ※ 各補助対象設備に係る仕様書又はカタログを添付する場合は、当該設備の型番及び能力値、補助対象事業の要件等を満たすこと等が分かる部分を強調表示すること。
(1) 自家消費型太陽光発電設備	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ
(2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備	2 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図
(3) E V 宿場町用太	3 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）及び「JIS C8955:2017太

陽光発電設備 (4) 蓄電池	陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」（日本産業規格）などに示された固定荷重、風圧荷重その他これに類する一定の基準を満たす強度計算書（屋根設置の場合、建物に係る構造計算書を含む。）等又はこれらに代わるもの並びに現況写真 ※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるものとする 4 自家消費率の算出根拠（電力需要量、発電予測量及びそれに基づき計算した年間自家消費率等） 5 ソーラーカーポートを導入する場合は、交付対象事業費が3億円以内と分かる書類 6 余剰再エネ供給型太陽光発電設備において、自家消費率が75%以上の場合は、屋根ポテンシャル最大設置事業であることを説明する資料 7 補助対象施設が民生部門に該当する場合、ORE登録証等（小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱（令和7年要綱第57号）第3条及び第7条に規定するORE登録証又は第6条に規定する小田原市再エネ電力使用事業所登録制度宣誓事業所登録申請書をいう。以下同じ。） 8 一般送配電事業者への接続検討申込の状況を確認できる書類及び接続検討に係る調査料（検討料）の支払いを確認できる書類の写し
(5) エネルギーマネジメントシステム（BEMS） (8) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ 2 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）及び構造計算書（自己所有物件の場合）又はこれに代わるもの ※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの

	3 省エネ支援事業者等による省エネ診断報告書の写し等の省CO2効果の根拠となる資料（新規に設備導入を行う場合は、一般的に導入する設備を定義し、その設備と比較して、省CO2効果を確認できるもの） 4 機器の更新の場合は、撤去前の設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できるもの） 5 高効率換気空調設備の場合は、全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること、必要換気量（1人当たり毎時30m³以上）を確保すること、熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であることが分かる書類 6 高効率照明設備の場合は、次のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる書類 (1) スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） (2) 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） (3) 在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する） 7 補助対象施設が民生部門に該当する場合、ORE登録証等
(6) 充放電設備（充放電設備・充電設備）	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ

備・外部給電器)	2 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」(CEV補助金)の補助対象の銘柄に登録されていることが分かる書類 3 充放電設備、充電設備の場合、再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置がされていることが確認できる書類(システム系統図及び単線結線図等)。ただし、EV(カーシェア)の付帯設備として導入する場合を除く。 4 リース契約により充放電設備を調達する場合、申請者がリース契約により脱炭素先行地域内対象施設に設置する充放電設備を納品することを証する書類の写し
(7) EV(カーシェア)	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ 2 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであることが分かる書類。ただし再エネ発電設備を設置できない場合は、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書(グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書(再エネ指定))の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことが分かる書類。 3 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」(CEV補助金)の補助対象)であることが分かる書類 4 申請者がリース事業者の場合、EVカーシェアリン

	グサービス事業者が当該車両をリース契約により調達し、脱炭素先行地域内で事業を行うことを証する書類の写し
(9) 省エネ診断	
(10) エリアエネルギー マネジメントシステム（AEMS）	1 当年度事業内容を説明する資料

付表 2（第 1 2 条関係）

※交付申請時と変更がないものは、実績報告書（様式第 9 号）にその旨を記載すること
とで省略可。

補助対象設備	添付書類
共通	1 実績報告書個票（該当するもの） 2 実績額を記載した事業費内訳表（様式第 1 号事業費内訳表を準用すること） 3 補助対象経費の根拠資料（見積書、契約書、注文書、請書、請求書、領収書等の総事業費及び補助対象事業費の内訳が分かる資料） 4 契約日（受注日）・着工日・引渡日（工事完了日）・支払日が明記されている資料（上記 3 で代用可） 5 施工前後の写真 6 P P A の場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類及びサービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 7 リース契約の場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類及びリース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 8 その他市長が必要と認める書類
(1) 自家消費型太陽光発電設備 (2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備 (3) E V 宿場町用太陽光発電設備	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は、交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、以下を撮影した写真であること。 (1) 全ての太陽電池モジュール (2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる

	写真含む) 2 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）及び「J I S C 8 9 5 5 : 2 0 1 7 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」（日本産業規格）などに示された固定荷重、風圧荷重その他これに類する一定の基準を満たす強度計算書（屋根設置の場合、建物に係る構造計算書を含む。）又はこれに代わるもの ※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの 3 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（例：設置した設備に対してメーカーが発行する保証書又は出荷証明書等） 4 自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費率等） 5 市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に余剰電力を売電する場合において、余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類 6 一般送配電事業者との系統連系申込状況を証明する書類及び一般送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事費負担金の根拠となる資料（工事費負担金契約書類等）
(4) 蓄電池	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、以下を撮影した写真であること。 (1) 蓄電池本体

	(2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真含む。） (3) 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ 2 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）又はこれに代わるもの（太陽光発電設備と兼用できるものは省略可） ※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの 3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）
(5) エネルギーマネジメントシステム（BEMS） (8) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は交付申請時と同一地点から撮影された写真に加え、提出書類に記載された設備と同一であることが分かるよう銘板等を確認できるもの。 2 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）及び構造計算書（自己所有物件の場合）又はこれに代わるもの ※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの 3 補助対象設備の能力等が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書又は出荷証明書等）
(6) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は、提出書類に記載された設備と同一であることが分かるよう銘板等を確認できるもの。 2 充放電設備、充電設備の場合、実際に再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる書類（システム系統図及び単線結線図等）。ただし、EV（カーシェア）の付帯設備として導入する場合を

	除く。 3 補助対象設備の能力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書又は出荷証明書等）
(7) EV（カーシェア）	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工前は不要かつ施工後の写真は導入車両本体がカーシェアの用に供することが分かる写真であること。
(9) 省エネ診断	1 省エネ診断報告書の写し
(10) エリアエネルギーマネジメントシステム（AEMS）	1 当年度事業内容を説明する資料